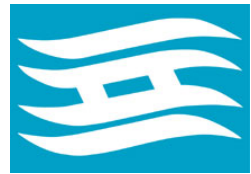


兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第24号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則（規則第21号）

- 1 地方税法等の一部改正により、法人県民税、法人事業税、不動産取得税及び自動車税に係る規定が見直されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 バイオディーゼル燃料混和軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例が廃止されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第21号

兵庫県税条例施行規則及び兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県税条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「、県たばこ税及び自動車税環境性能割」を「及び県たばこ税」に改める。

第13条の表中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求書（自動車税環境性能割用）の項を削る。

第33条の2を次のように改める。

(申告書等の経由)

第33条の2 条例第125条第1項又は第2項の規定により提出する申告書又は報告書及び条例第116条第3項又は第33条の規定により提出する届出書は、当該自動車の登録に関する申請書が受け付けられる事務所の所在地を管轄する県民局長を経由して課税地を管轄する県民局長に提出しなければならない。ただし、当該自動車が条例第116条第1項又は第2項に規定する自動車でなくなったときに提出する申告書又は報告書及び同条第3項の規定により提出する届出書にあつては、直接課税地を管轄する県民局長に提出することができる。

2 条例第125条第3項の規定により提出する報告書は、課税地を管轄する県民局長に提出しなければならない。

第33条の3第1項中「第125条の3第1項第3号」を「第126条第1項第2号」に改め、同項第1号中「身体障害者福祉法第15条第4項」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項」に改め、「身体障害者福祉法施行規則」の右に「（昭和25年厚生省令第15号）」を加え、同項第2号中「戦傷病者特別援護法」の右に「（昭和38年法律第168号）」を、「恩給法」の右に「（大正12年法律第48号）」を加え、同条第2項中「第125条の3第1項第4号」を「第126条第1項第3号」に改め、同条第3項中「第125条の3第1項第5号」を「第126条第1項第4号」に改め、「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の右に「（昭和25年法律第123号）」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」の右に「（昭和25年政令第155号）」を加え、同条第4項を削る。

第33条の4を次のように改める。

(障害を有する者に係る自動車税の減免額)

第33条の4 条例第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車に対する自動車税の減免の額は、当該自動車を総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下の乗用車(三輪の小型自動車を除く。)とみなした場合に課すべき自動車税の額(条例第126条第2項の申請書が、普通徴収の方法による場合にあっては納期限後に、証紙徴収の方法による場合にあっては納付後に提出されたときは、当該申請書が提出された月の翌月から月割りをもって計算した自動車税の額。以下この項において同じ。)又は当該自動車に対する自動車税の額のいずれか少ない額とする。

(1) 条例第126条第1項第2号に掲げる自動車のうち、次に掲げる者が所有する自動車

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由		1級並びに2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害		1級及び3級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
--------	------------------

- (2) 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車のうち、前号ア又はイに掲げる者が専ら運転する自動車に係る当該同号ア又はイに掲げる者が所有する自動車
- (3) 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車のうち、次に掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次に掲げる者のために運転する自動車に係る当該次に掲げる者が所有する自動車
- ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級並びに2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級、2級及び3級の1
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1級、2級及び3級(1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害		1級及び3級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (4) 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車のうち、前号ア又はイに掲げる者であって年齢18歳未満のものとし生計を一にする者が専ら当該年齢18歳未満の者のために運転する自動車に係る当該生計を一にする者が所有する自動車
- (5) 条例第126条第1項第4号に掲げる自動車のうち、療育手帳の交付を受けている者であって重度に該当

する障害を有するもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する者（以下この号及び次号において「重度精神障害者等」という。）と生計を一にする者が専ら当該重度精神障害者等のために運転する自動車

(6) 条例第126条第1項第5号に掲げる自動車のうち、第3号ア若しくはイに掲げる者又は重度精神障害者等が所有する自動車

2 条例第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車に対する自動車税の減免の額は、前項の規定の例により算定した額の2分の1に相当する額とする。

(1) 条例第126条第1項第2号に掲げる自動車のうち、次に掲げる者が所有する自動車

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		4級の2及び4級の3
聴覚障害		4級
平衡機能障害		5級
上肢不自由		2級の3及び2級の4並びに3級から6級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合に限る。）及び3級から6級までの各級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害		4級

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
上肢不自由	第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	第4項症及び第5項症

(2) 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車のうち、前号ア又はイに掲げる者が専ら運転する自動車に係る当該同号ア又はイに掲げる者が所有する自動車

(3) 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車のうち、次に掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次に掲げる者のために運転する自動車に係る当該次に掲げる者が所有する自動車

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	4級の2及び4級の3
聴覚障害	4級
平衡機能障害	5級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)

上肢不自由	2級の3及び2級の4並びに3級	
下肢不自由	3級の2及び3級の3並びに4級から6級までの各級	
体幹不自由	5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合に限る。)及び3級
	移動機能	3級(1 下肢のみに運動機能障害がある場合に限る。)及び4級から6級までの各級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	4級	

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	第4項症及び第5項症
下肢不自由	第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	第5項症及び第6項症並びに第1款症から第3款症までの各款症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	第4項症及び第5項症

(4) 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車のうち、同号に規定する重度下肢等障害者(以下この号及び次号において「重度下肢等障害者」という。)が専ら運転する自動車に係る当該重度下肢等障害者と生計を一にする者が所有する自動車

(5) 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車のうち、次に掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次に掲げる者のために運転する自動車に係る当該生計を一にする者が所有する自動車

ア 第3号ア又はイに掲げる者

イ アに掲げる者のほか、重度下肢等障害者であって、年齢18歳以上のもの

(6) 条例第126条第1項第4号に掲げる自動車のうち、療育手帳の交付を受けている者であって中度に該当する障害を有するもの(以下この号及び次号において「中度精神障害者」という。)と生計を一にする者が専ら当該中度精神障害者のために運転する自動車

(7) 条例第126条第1項第5号に掲げる自動車のうち、第3号ア若しくはイに掲げる者又は中度精神障害者が所有する自動車

第33条の5を削る。

第33条の6の見出し中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同条を第33条の5とする。

第34条中「種別割証紙」を「自動車税証紙」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第35条の見出し中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同条第1号中「種別割証紙」を「自動車税証紙」に改める。

第36条の表を次のように改める。

書類等の種類	様式
条例第126条第2項の規定による自動車税の減免の申請書(随時分)	様式第84号

自動車税の納税通知書兼納付書（定期分）	様式第85号
自動車税の納税通知書兼納付書（証紙徴収できなかったもの、随時分）	様式第86号
自動車税の納税通知書兼納付書（オンライン処理用）	様式第86号の2
自動車税の納付書（一般用）	様式第87号
自動車税の納付書（郵便はがきで送付するもの）	様式第88号
自動車税の納付書（郵便はがきで送付するもの、OCR用）	様式第88号の2
自動車税の納付書（口座振替に係るもの）	様式第89号
条例第125条第3項の規定による報告書	様式第95号
条例第126条第2項の規定による自動車税の減免の申請書（定期分）	様式第96号
条例第127条の規定による自動車税の納税証明書	様式第97号
条例第129条の規定による自動車税証紙	様式第98号

附則第6項から第16項までを削る。

様式第3号の3中「自動車税種別割納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

様式第4号中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

様式第10号中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「第177条の19」を「第166条」に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 削除

様式第24号中「平成28年改正法附則第5条」を「令和6年改正法附則第8条第2項又は平成28年改正法附則第5条」に改める。

様式第24号の2中

「

合計事業税額 ⑤+⑦+⑨+⑪+⑬+⑮+⑰ ⑱			
事業税の特定寄附金税額控除額 ㉑		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉒	
差引事業税額 ㉑-㉒		既に納付の確定した事業税額 ㉓	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉔		再差引事業税額 ㉑-㉒-㉓	
条例第33条第1項第1号又は第2号に掲げる事業			
所得割 ㉕		付加価値割 ㉖	
資本割 ㉗		取入割 ㉘	
条例第33条第1項第3号に掲げる事業			
所得割 ㉙		付加価値割 ㉚	
資本割 ㉛		取入割 ㉜	
㉑のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㉝		㉑のうち租税条約の実施に係る更正による税額 ㉞	
再々差引事業税額 ㉑-㉒-㉓-㉝-㉞	年度		
④の内訳			
条例第33条第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税 ㉟			
条例第33条第1項第2号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税 ㊱			
条例第33条第1項第3号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税 ㊲			
合計特別法人事業税額 ㉟		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㊳	
差引特別法人事業税額 ㉟-㊳		既に納付の確定した特別法人事業税額 ㊴	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㊵		再差引特別法人事業税額 ㉟-㊳-㊴	
㉟のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㊶		㉟のうち租税条約の実施に係る更正による税額 ㊷	
再々差引特別法人事業税額 ㉟-㊳-㊴-㊶-㊷	年度		
納付すべき加算金額	申告加算金 ㊸	年度	
	重加算金 ㊹	年度	
事業税額等の合計額 ㉑+㉒+㉓+㉝+㉞			㉑

を

合計事業税額 ⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮	⑯	令和6年改正法附則 第8条第2項の控除額	⑰	
事業税の特定寄附金 税額控除額	⑱	仮装経理に基づく 事業税額の控除額	⑲	
差引事業税額 ⑯-⑱-⑲	⑳	既に納付の確定した 事業税額	㉑	
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	㉒	再差引事業税額 ⑳-㉑-㉒	㉓	
⑳の 内訳	条例第33条第1項第1号又は第2号に掲げる事業			
	所得割	㉔	付加価値割	㉕
	資本割	㉖	収入割	㉗
	条例第33条第1項第3号に掲げる事業			
	所得割	㉘	付加価値割	㉙
	資本割	㉚	収入割	㉛
㉔のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額	㉜	㉕のうち租税条約の実施 に係る更正による税額	㉝	
再々差引事業税額	㉓-㉜-㉝	年度		
㉞の 内訳	条例第33条第1項第1号に掲げる事業の所 得割に係る特別法人事業税	㉞		
	条例第33条第1項第2号に掲げる事業の所 得割に係る特別法人事業税	㉟		
	条例第33条第1項第3号に掲げる事業の所 得割に係る特別法人事業税	㊱		
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㊲		
	合計特別法人事業税額	㊳		
	差引特別法人事業税額 ㊳-㊲	㊴	既に納付の確定した特別法人事業税額	㊵
租税条約の実施に係る特別法人事業税 額の控除額	㊶	再差引特別法人事業税額 ㊳-㊴-㊶	㊷	
㊴のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額	㊸	㊵のうち租税条約の実施 に係る更正による税額	㊹	
再々差引特別法人事業税額	㊴-㊸-㊹	年度		
納付すべき 加算金額	申告加算金	㊺	年度	
	重加算金	㊻	年度	
事業税額等の合計額	㉓+㉜+㉝+㊳		㊼	

に、

課税 標準額	法人税額又は個別 帰属法人税額の総額	㉞
	本県分	㉟
本県分法人税割額 (㉞×100)	㊿	
県民税の特定寄附金税額控除額	㊾	
税額控除超過額相当額の加算額	㊿	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象 所得税額等相当額の控除額	㊿	
外国の法人税額等の控除額	㊿	
仮装経理に基づく控除額	㊿	
差引法人税割額 ㊿-㊾+㊿-㊿-㊿	㊿	
既に納付の確定した法人税割額	㊿	
租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	㊿	
再差引法人税割額 ㊿-㊿-㊿	㊿	
均等割額	㊿	
既に納付の確定した均等割額	㊿	
差引均等割額 ㊿-㊿	㊿	
県民税の合計額 ㊿+㊿	㊿	
㊿のうち仮装経理に基づく過大申 告の更正による税額	㊿	
㊿のうち租税条約の実施に係る更 正による税額	㊿	
差引県民税の合計額 ㊿-㊿-㊿	㊿	年度

を

課税標準額	法人税額又は個別帰属法人税額の総額 ④
本県分法人税割額 (④×/100)	本県分 ⑤
県民税の特定寄附金税額控除額	⑥
税額控除超過額相当額の加算額	⑦
外国親会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧
外国の法人税額等の控除額	⑨
仮装経理に基づく控除額	⑩
差引法人税割額 (⑤-⑥)+⑦-⑧-⑨-⑩	⑪
既に納付の確定した法人税割額	⑫
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 再差引法人税割額 (⑪-⑫)-⑬	⑭
均等割額	⑮
既に納付の確定した均等割額	⑯
差引均等割額 (⑭-⑯)	⑰
県民税の合計額 (⑰+⑱)	⑲
⑲のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	⑳
⑲のうち租税条約の実施に係る更正による税額	㉑
差引県民税の合計額 (⑲-⑳)-㉑	㉒ 年度

に改める。

様式第24号の3中

合計事業税額 (⑤+⑦+⑨+⑰+⑲+㉑+㉒+㉓+㉔)	⑳	
事業税の特定寄附金税額控除額	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉕	
差引事業税額 (⑳-㉕)-㉖	既に納付の確定した事業税額 ㉗	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	再差引事業税額 (㉗-㉘)-㉙	
㉚の内訳	条 例 第 33 条 第 1 項 第 1 号 又 は 第 2 号 に 掲 げ る 事 業	
	所得割	付加価値割 ㉛
	資本割	収入割 ㉜
	条 例 第 33 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業	
	所得割	付加価値割 ㉝
	資本割	収入割 ㉞
条 例 第 33 条 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業		
所得割	付加価値割 ㉟	
資本割	収入割 ㊱	
㉚のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	㉚のうち租税条約の実施に係る更正による税額 ㊲	
再々差引事業税額 (㉗-㉘)-㉙-㊲	㉚ 年度	

を

合計事業税額 (⑤+⑦+⑨+⑰+⑲+㉑+㉒+㉓+㉔)	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額 ㉖	
事業税の特定寄附金税額控除額	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉕	
差引事業税額 (⑳-㉕)-㉖	既に納付の確定した事業税額 ㉗	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	再差引事業税額 (㉗-㉘)-㉙	
㉚の内訳	条 例 第 33 条 第 1 項 第 1 号 又 は 第 2 号 に 掲 げ る 事 業	
	所得割	付加価値割 ㉛
	資本割	収入割 ㉜
	条 例 第 33 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業	
	所得割	付加価値割 ㉝
	資本割	収入割 ㉞
条 例 第 33 条 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業		
所得割	付加価値割 ㉟	
資本割	収入割 ㊱	
㉚のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	㉚のうち租税条約の実施に係る更正による税額 ㊲	
再々差引事業税額 (㉗-㉘)-㉙-㊲	㉚ 年度	

に、

④の内訳	条例第33条第1項第1号に掲げる事業の所得額に係る特別法人事業税 (47)		円	
	条例第33条第1項第2号に掲げる事業の収入額に係る特別法人事業税 (48)			
	条例第33条第1項第3号に掲げる事業の収入額に係る特別法人事業税 (49)			
	条例第33条第1項第4号に掲げる事業の収入額に係る特別法人事業税 (50)			
	合計特別法人事業税額 (51)	/		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (52)				
差引特別法人事業税額 (53)-(52)				
既に納付の確定した特別法人事業税額 (54)				
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (55)				
再差引特別法人事業税額 (53)-(54)-(55)				
⑤のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 (56)				
⑤のうち租税条約の実施に係る更正による税額 (57)				
再々差引特別法人事業税額 (53)-(56)-(57)	年度			
納付すべき加算金額	申告加算金 (58)			年度
	重加算金 (59)	年度		
事業税額等の合計額 (51)+(58)+(59)+(60)				

を

⑥の内訳	条例第33条第1項第1号に掲げる事業の所得額に係る特別法人事業税 (60)		円	
	条例第33条第1項第2号に掲げる事業の収入額に係る特別法人事業税 (61)			
	条例第33条第1項第3号に掲げる事業の収入額に係る特別法人事業税 (62)			
	条例第33条第1項第4号に掲げる事業の収入額に係る特別法人事業税 (63)			
	合計特別法人事業税額 (64)	/		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (65)				
差引特別法人事業税額 (64)-(65)				
既に納付の確定した特別法人事業税額 (66)				
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (67)				
再差引特別法人事業税額 (64)-(66)-(67)				
⑥のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 (68)				
⑥のうち租税条約の実施に係る更正による税額 (69)				
再々差引特別法人事業税額 (64)-(68)-(69)	年度			
納付すべき加算金額	申告加算金 (70)			年度
	重加算金 (71)	年度		
事業税額等の合計額 (64)+(70)+(71)+(72)				

に、

課税標準額	法人税額又は個別総勘定法人税額の総額 (72)
本県分法人税割額 (72) × /100	(73)
県民税の特定寄附金税額控除額 (74)	
税額控除超過額相当額の加算額 (75)	
外国関係会社等に関する控除が適用所得割額等相当額又は個別控除対象所得割額等相当額の控除額 (76)	
外国の法人税額等の控除額 (77)	
仮装経理に基づく控除額 (78)	
差引法人税割額 (73)-(74)-(75)-(76)-(77)-(78)	(79)
既に納付の確定した法人税割額 (80)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (81)	
再差引法人税割額 (79)-(80)-(81)	(82)
均等割額 (83)	
既に納付の確定した均等割額 (84)	
差引均等割額 (82)-(84)	(85)
県民税の合計額 (85)+(86)	(87)
⑧のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 (88)	
⑧のうち租税条約の実施に係る更正による税額 (89)	
差引県民税の合計額 (87)-(88)-(89)	年度 (90)

を
「

課税標準額	法人税額又は個別帰属法人税額の総額 本県分	㉔
本県分法人税割額 (㉔ × 100)		㉕
県民税の特定寄附金税額 控除額		㉖
税額控除超過額相当額の 加算額		㉗
外国関係会社等に係る控除対象所得割額等相当額 又は個別帰属対象所得割額等相当額の控除額		㉘
外国の法人税額等の控除額		㉙
仮装経理に基づく控除額		㉚
差引法人税割額 ㉔ - ㉖ - ㉗ - ㉘ - ㉙		㉛
既に納付の確定した法人税割額		㉜
租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額		㉝
再差引法人税割額 ㉛ - ㉜ - ㉝		㉞
均等割額		㉟
既に納付の確定した均等割額		㊱
差引均等割額 ㉞ - ㊱		㊲
県民税の合計額 ㉞ + ㊲		㊳
㉚のうち仮装経理に基づく過大 申告の更正による税額		㊴
㉚のうち租税条約の実施に 係る更正による税額		㊵
差引県民税の合計額 ㊳ - ㊴ - ㊵	年度	㊶

に、

「(注) ㉔、㉕、㉖及び㉗」を「(注) ㉔、㉕、㉖及び㉗」に改める。

様式第36号2ページの部中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、同様式4ページの部御注意1中「50平方メートル」を「40平方メートル」に改め、同部御注意2中「50平方メートル（戸建以外の貸家住宅にあつては、40平方メートル）」を「40平方メートル」に改め、同部参考事項1中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

様式第37号（裏）の部御注意中「50平方メートル（戸建以外の貸家住宅にあつては、40平方メートル）」を「40平方メートル」に改める。

様式第41号1ページの部及び様式第42号2ページの部中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

様式第83号中「種別割」を「自動車税」に改める。

様式第84号から様式第84号の5までを削る。

様式第84号の6中

「自動車税環境性能割
自動車税種別割（随時分）減免申請書」

を

「自動車税（随時分）減免申請書」

に、

「兵庫県税条例第125条の3第2項の規定により、自動車税環境性能割の減免を申請します。
兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税種別割（随時分）」

を

「兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税（随時分）の減免を申請します。」

に、

「

自動車税環境性能割		自動車税種別割（随時分）	
取得年月日		年度	
自動車の車名型式		納期限	
課税標準額	円	所有年月日	
税額	円	税額	円
		災害のため運行不能となった期間	
		年月日から	年月日まで

」

を

「

年	度	年度	
納	期	限	年月日
所	有	年	月日
税	額	円	
災害のため運行不能となった期間	年月日から 年月日まで		

」

に改め、同様式を様式第84号とする。

様式第84号の7を削る。

様式第85号中「自動車税種別割領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に、

「
 自動車税種別割
 」

を

「
 自動車税
 」

に、

「自動車税種別割
 納付書（副）」

を

「自動車税
 納付書（副）」

に、

「
 自動車税種別割
 」

を

「
 自動車税
 」

に、

「自動車税種別割納税通知書兼納付書兼領収証書」を「自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

様式第86号中

「

自動車税種別割

」

を

「

自動車税

」

に、

「

自動車税種別割

」

を

「

自動車税

」

に、「自動車税種別割納税通知書兼納付書兼領収証書」を「自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書」に、「自動車税種別割を課し」を「自動車税を課し」に改め、同様式御注意1中「自動車税種別割を納付」を「自動車税を納付」に改める。

様式第86号の2中

「

自動車税種別割

」

を

「

自動車税

」

に、

「

自動車税種別割

」

を

「

自動車税

」

に、「自動車税種別割納税通知書兼納付書兼領収証書」を「自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

様式第87号中

「

自動車税種別割

」
を
「

自動車税

」
に、
「

自動車税種別割

」
を
「

自動車税

」

に、「自動車税種別割納付書兼領収証書」を「自動車税納付書兼領収証書」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

様式第88号（表）の部及び様式第88号の2（表）の部中「自動車税種別割 領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に、

「自動車税
種別割
納付書（副）」

を
「自動車税
納付書（副）」

に、
「自動車税
種別割
納付書兼
領収証書」

を
「自動車税
納付書兼
領収証書」

に改める。

様式第89号中「自動車税種別割領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に、「自動車税種別割納付書（副）」を「自動車税納付書（副）」に、「自動車税種別割納付書兼領収証書」を「自動車税納付書兼領収証書」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

様式第95号中「第125条の11第3項」を「第125条第3項」に改める。

様式第96号中「自動車税種別割（定期分）減免申請書」を「自動車税（定期分）減免申請書」に、「自動車税種別割（定期分）の」を「自動車税（定期分）の」に改める。

様式第97号中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

様式第98号中「種別割証紙」を「自動車税証紙」に改める。

様式第134号を削る。

(兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 兵庫県税証紙徴収条例施行規則(昭和40年兵庫県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車税の環境性能割額又は種別割額」を「自動車税額」に改める。

第8条中「1000分の8」を「1000分の17」に改める。

第12条中「自動車税の環境性能割又は種別割」を「自動車税」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例施行規則(以下「改正後の県税規則」という。)中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 改正後の県税規則様式第36号及び様式第37号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の県税規則様式第3号の3、様式第4号、第24号から様式第24号の3まで、様式第36号、様式第37号、様式第41号、様式第42号、様式第84号、様式第85号から様式第89号まで及び様式第95号から様式第97号までについては、この規則の施行の際現に残存する第1条の規定による改正前の県税規則様式第3号の3、様式第4号、第24号から様式第24号の3まで、様式第36号、様式第37号、様式第41号、様式第42号、様式第84号の6、様式第85号から様式第89号まで及び様式第95号から様式第97号まで(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

5 第2条の規定による改正後の兵庫県税証紙徴収条例施行規則第8条の規定は、施行日以後に押印する証紙印に係る押印手数料について適用する。